



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年8月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区新丸子東一丁目835番5号 小杉町3丁目東地区市街地再開発準備組合 理事長 角川 榮喜
	指定開発行為の名称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目414番地ほか
	指定開発行為の目的	住宅団地及び商業・業務等施設の新設
	指定開発行為の内容	開発区域（計画地）面積：約10,610㎡ 建物高さ：約160m（最高建物高さ 約165m） 計画人口（計画戸数）：約1,560人（約520戸） 延べ面積：約76,000㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成27年7月 完了予定：平成30年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年 8月17日（金）から 平成24年10月 1日（月）まで 時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。） 上記期間中、本市ホームページにて標記方法書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成24年10月1日（月） （郵送の場合は、平成24年10月1日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156